

5分で読める

ちょっと役に立つ

## 『雑損控除と災害減免』

雑損控除、災害減免とは？

雑損控除、災害減免のどちらが得か？

平成24年2月

## 雑損控除とは？



災害で家、家財などが失われたら所得から損害額を控除できると聞きました。

どんな控除ですか？



雑損控除といいます。

雑損控除の対象になるのは日常生活に使っている住宅や家財などです。

- ・マイホーム、家財、衣服は対象になります。
- ・別荘は日常生活で使っていませんから対象になりません。
- ・書画、骨とう品は対象になりません。
- ・1個または1組の価額が30万円を超える貴金属品は対象になりません。
- ・事業に使っている什器・備品は対象になりません。
- ・事業用のパソコン、機械などは対象になりません。



雑損控除が適用になる災害は？



地震、風災、水害、冷害、雪害、落雷などの災害。  
火災、火薬類の爆発など人為による災害。害虫などの生物による災害。盗難、横領です。

## 雑損控除額の計算方法は？



## 雑損控除額の計算式は



## ●雑損控除の控除額計算式

- ① (差引損失額) - (所得金額等) × 10%
  - ② (差引損失額のうち災害関連支出の金額) - 5万円
- ①と②の大きい方の金額が所得控除の雑損控除になります。



## 上記計算式の“差引損失額”とは？



差引損失額とは：

災害金額 + 災害関連支出の金額 - 保険金などによって補填される金額のことです。

※災害金額とは：損害時のモノの時価額です。

※災害関連支出の金額とは：マイホーム、家財などを取壊し、除去するために支出した金額などです

※保険金などによって補填される金額とは：受け取った保険金や損害賠償金などの金額です



### 前頁の計算式の所得金額とは？



サラリーマンなら「給与所得の源泉徴収票」の「給与所得控除後の金額」になります。

個人事業主なら「総収入－経費－青色申告特別控除額等などの控除後の金額」になります。



### 雑損控除は繰り越しできると聞きました。 何年間繰り越しできるのですか？



損失額が大きくてその年の所得金額から控除しきれない場合があります。

その場合は、翌年以後(3年間で限度)にわたり各年の所得金額から繰り越し控除できます。

ただし、東日本大震災の損害額は5年間にわたり控除できることになりました。

## 雑損控除の具体的な事例は？



雑損控除の具体的な計算例を教えてください。



平成23年11月1日、Aさんの自宅が火災で焼失してしまいました。

損害を被った資産は住宅と家財で損害金額は合計1,500万円でした。

火災保険金は1,200万円受取りました。

災害関連支出は片付け費用として50万円掛かりました。

Aさんの平成23年分の給与所得の源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」は300万円でした。

**雑損控除額は****●雑損控除の控除額計算式**

差引損失額

=1,500万円+50万円-1,200万円=350万円

①(差引損失額)-(所得金額等)×10%

350万円-300万円×10%=320万円

②(差引損失額のうち災害関連支出の金額)-5万円

50万円-5万円=45万円

①と②の大きい方の金額が雑損控除額になります。

320万円が雑損控除額になります。



**控除額を繰り越すとは具体的にはどういうことですか？**



平成23年分の給与所得の源泉徴収票の「所得控除の額の合計額」を見ます。

**所得控除の額の合計額とは：**

社会保険料控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、扶養控除額、基礎控除額等の合計額です。例えば、Aさんの「所得控除の額の合計額」が200万円だとします。

そうするとAさんの課税所得は  
300万円(給与所得控除後の金額)－200万円(所得控除の額の合計額)＝100万円になります。

これに所得税税率を掛けたのが所得税額になります。課税所得100万円の税率は5%です。

従って、Aさんの所得税は5万円です。

さて、Aさんは320万円の雑損控除額を所得控除の額の合計額に加えていません。

現在の「所得控除の額の合計額」は200万円で、「給与所得控除後の金額」は300万円ですから後100万円「所得控除の額の合計額」が増えれば課税所得は0円になります。従って、所得税も0円です。

そこで320万円の雑損控除額のうち23年度は100万円計上し残りは来年に繰り越します。

これが雑損控除を繰り越すということです。

## 災害減免は？



災害を被った場合の控除には雑損控除以外に災害減免があと聞きました。

この制度はどんな内容ですか？



災害減免制度を受ける条件は、

- ①損害額が住宅と家財の時価額の2分の1以上あること。
- ②所得金額が1,000万円以下であること。
- ③雑損控除を受けていないこと。

では、Aさんの事例で確認してみましょう。

- ①損害額が住宅と家財の時価額の2分の1以上あるでしょうか？

住宅と家財の時価額の2分の1 : 損害額1,500万円 ÷ 2 = 750万円。

損害額 = 1,500万円 (住宅と家財の時価額) + 50万円 - 1,200万円 = 350万円

350万円 (損害額) が住宅と家財の時価額の2分の1である750万円以上でない。

もう一つの条件は

- ②所得金額が1,000万円以下であること。

所得金額は300万円なのでこの条件はクリアーできます。

## 雑損控除と災害減免、どちらが得？



雑損控除と災害減免はどちらが得ですか？



災害減免制度の所得税の減免額は以下の表のとおりです。

●災害減免の除所得税控除額	
所得金額の合計額	軽減又は免除される所得税の額
500万円以下	所得税の額の全額
500万円を超え750万円以下	所得税の額の2分の1
750万円を超え1000万円以下	所得税の額の4分の1

雑損控除と災害減免を比較し、どちらが所得税を少なくできるか？

- ①雑損控除額を算出する。
- ②「給与所得控除後の金額」－「所得控除の額の合計額」で雑損控除額に余りが出る場合。

災害減免は1年のみしか使えないから雑損控除を選択します。

**結論：雑損控除が繰延できるなら雑損控除を選ぶ方が得です。**